

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
伊藤	137	3.10	用語定義	ed	閉じた機能 (closed functionality) の定義が日本語として大変分かりづらい。原文"characteristic that limits a function for disabled users (3.5) and prevents them from attaching or installing assistive technology (3.3)"に忠実に訳していただきたい。	障害のある利用者 (3.5) のための機能を制限しに制約があり, 利用者による支援技術 (3.3) の接続又はインストールが不可能な特性	左記修正案を受け入れます。
石井	137	3.10		ge	今回改正の審議範囲外へのコメント。 p.3 137行目、用語定義「3.10 閉じた機能」の文言の意味が分からない。「6.2 閉じた機能」の記述から推察すると、もしかしたら、「・・・利用者 (3.5) の機能が制限された状況において、・・・」ということか?		伊藤委員からのご指摘もあり、以下の伊藤委員の修正案にいたします。  <修正案>  障害のある利用者 (3.5) のための機能に制約があり, 利用者による支援技術 (3.3) の接続又はインストールが不可能な特性

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

\*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。